

クリーニング業における荷姿の物を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	10~11	工場2階に受仕分け作業場にてエレベーターから上って来た回収コンテナを仕分け場所へ移動の際入口扉部分でコンテナと安全ポールにて指を挟み右手中指先端を裂傷した。	35	100~299
3	10~11	病院地下一階リネン室にて、納入されたアイテムを所定の場所に置く作業中に、ベッドパットの束の前でラバーシートを置く為に身を低くして置く時に、ベッドパットの束（5枚）が頭上に落ちてきた。	66	1~9
3	8~9	工場内の中2階荷物置場（仕上がった洗たく物を配達用に一時保管する場所）の開口部分から、従業員が枕カバー1包（17kg程）をクレーンで下に降ろそうとしたが、作動しなかったため、下にいた被災者と声をかけながら地面に落としていたところ、被災者とのタイミングが合わず、枕カバーが被災者の頭部首部に当たった。	45	30~49
4	8~9	朝1軒目の客先で集品用バック2袋を回収し、移動中に回収バックに足をひっかけて膝を床に強打した。	60	100~299
5	17~18	商品の入ったプラスチック製の箱（縦36×横51×高さ30、重さ20kg位）を、トラックの荷台の上で積み上げる際に、背中に強い痛みを感じ動けなくなった。	26	100~299
5	8~9	自社工場内で作業中、台車に載った洗濯物が入った大きな袋（20~30kg）を床に下ろそうとした際、袋が高さ約1.5mの台車の上から落ち、袋の隅に右手小指を引っ掛け、右手小指の第一関節を骨折した。	25	1~9
		第3工場積み込み場で、他車がプラットホームに止まっていたので横付けできず、		100

7	17~18	空いたスペースで積み込みを開始した。タオルを積んでいるカゴ車をホーム下からホーム上を移動させ、向きを変えようとした時に、ホームからカゴ車が落下して顔面に被災した。	33	~ 299
7	8~9	ホテルから返却された使用済みシーツを振り分けていたところ、浴衣が混ざっていたため、少し離れた浴衣用のカートに投げ入れようとした。安全柵に足を掛けたところ足が滑り落ち、目の前にあったカートで胸を打った。	63	~ 299
9	15~ 16	商品の入ったプラスチック製の箱（たて36×横51×高さ30・重さ20kgぐらい）を積み上げる際に左手首を捻った。手首に少し違和感がある程度で痛みも無かったので、会社に報告せず業務を続けた。翌日は休みで手首の痛みは、昨日よりあったので、湿布をはって過ごしたが、次の日に起床すると手首の痛みがひどくなっており腫れもあったので、会社に報告し病院へ行った。	69	~ 299
10	9~ 10	処理工程からプラスチックの空箱を8段積み前方を確認しながら移動していた際、出勤してきた被災者が作業場所に来たため「通ります」と声をかけ被災者の後方を通過する時被災者が作業台下に自分のカバンを置こうとしゃがんだため空箱と接触した。	63	~ 300 499
12	12~13	クリーニング工場の作業場で、カゴに入った衣類を両手でかかえ運んでいる時、床の上に置いてあったコンテナ（四角のカゴ）に気づかず、右足のすね部分をぶつけ出血した。	57	1~ 9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)